

千葉県再生可能エネルギー等導入計画素案作成業務委託 仕様書

第1章 総 則

1. 委託名

千葉県再生可能エネルギー等導入計画素案作成業務委託

2. 目的

本委託業務（以下、本業務という）は、千葉県における再生可能エネルギー等の導入を推進するため、「千葉県地球温暖化対策実行計画 改定版（平成28年10月）」及び「千葉県再生可能エネルギー等導入計画（平成25年3月）（以下、現行計画という）」の内容をふまえ、「千葉県再生可能エネルギー等導入計画（改定版）（以下、新計画という）」の素案を作成するものである。

3. 委託期間

本業務の委託期間は、契約締結の翌日から平成30年3月23日までとする。

4. 委託業務

本業務に関わる業務内容は、以下のとおりとする。（詳細は第2章に記載）

- (1) 新計画策定の背景・意義と現行計画の目標達成状況についての整理
- (2) 再生可能エネルギー等導入量の将来推計を実施したうえでの目標の検討
- (3) 対策・施策の検討及び総括表・ロードマップの作成
- (4) 新計画の推進体制及び進行管理手法等の検討
- (5) 新計画素案の検討・作成
- (6) その他

5. 指示監督

- (1) 受注者は、本業務の遂行にあたっては契約書、仕様書、特記事項に従うとともに、常に発注者と密接なる連絡を取りながら作業を実施しなければならない。
- (2) 受注者は契約締結後速やかに作業計画書を提出し、発注者の承認を受けるものとする。また、上記4の委託業務のうち、発注者と協議検討する場合で発注者が必要と認める場合は、発注者が設ける内部検討機関に同席するものとする。
- (3) 他の自治体の協力が必要な場合には、受注者は事前に発注者に連絡をするとともに、発注者の指示に従って作業を実施しなければならない。

6. 資料の貸与

- (1) 発注者が所有する資料について、受注者から本業務の遂行上必要となる資料の要求があった場合には、発注者の判断において貸与するものとする。
- (2) 貸与を受ける受注者は、貸与資料の目録を作成するとともに、業務完了後、速やかに全貸与資料を返納しなければならない。

7. 秘密の保持

受注者は、業務上知り得た内容、情報等を他に漏らしてはならない。

8. 検査等

受注者は、発注者の検査を受け、検査合格を得て業務完了とする。

9. 疑義の解釈

本仕様書に定める事項に疑義が生じたとき、又は定めのないときは、発注者と受注者との協議し決定するものとする。

第2章 業務内容

1. 業務内容

本業務の業務内容は、以下のとおりとする。

- (1) 新計画策定の背景・意義と現行計画の目標達成状況についての整理
新計画策定の背景・意義について検討し、現行計画の目標値に対する現状の達成状況等の評価を実施する。
- (2) 再生可能エネルギー等導入量の将来推計を実施したうえでの目標の検討
上位計画である「千葉市地球温暖化対策実行計画 改定版」や現行計画で既に示している賦存量・利用可能量等を踏まえ、本市が目指す平成42年度及び平成62年度における再生可能エネルギー等の導入目標を検討する。
- (3) 対策・施策の検討及び総括表・ロードマップの作成
地域特性及び再生可能エネルギー等の導入に関する課題、国や県、他政令指定都市などの先進的な取組事例等を踏まえ、以下の項目等について新計画の対策・施策について検討する。
 - ・再生可能エネルギーの利用促進
 - ・市内の事業者・住民の活動促進

- ・地域環境の整備及び改善
- ・循環型社会の形成

また、検討した対策・施策を総括表として取りまとめ、中期目標達成のためのロードマップを作成する。

(4) 新計画の推進体制及び進行管理手法等の検討

新計画の着実な推進を図るための点検・評価の手法・手順等について検討する。

(5) 新計画素案の検討・作成

(1)～(4)の検討結果を踏まえ、新計画素案及び概要版を作成する。

(6) その他

地球温暖化対策専門委員会等へ出席する(2回程度)。また、発注者の指示に従い、資料を作成する。

※業務にあたっては、現行計画及び他部局の計画(都市計画マスタープラン、農業整備計画等)、「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル」、「地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル」を参考にすること。また、必要に応じて、アンケート調査等を実施すること。

第3章 成果品

1. 成果品

本業務にともなう成果品は、以下のとおりとする。

- | | |
|------------------------------|----|
| (1) 委託内容全般に係る調査業務報告書(A4簡易製本) | 3部 |
| (2) 新計画素案及び概要版の原稿 | 一式 |
| (3) 上記の電子データ(CD) | 一式 |

なお、これらの成果品はすべて発注者に帰属し、受注者が公表・使用することは認めない。